

第 186 回国会における税制論議

— 平成 26 年度税制改正と今後の検討課題 —

財政金融委員会調査室 小坪 貴博

1. はじめに

我が国は長きにわたるデフレによる景気低迷と、急速な高齢化に伴う社会保障費の増加により財政状況の悪化に直面してきた。こうした中、デフレ脱却による経済再生とともに財政健全化の実現を目指すとした安倍総理大臣は、経済状況が好転することを前提に消費税率を引き上げることとした税制抜本改革法¹を踏まえ、昨年 10 月、本年 4 月から 8%への引上げを決断した。加えて、消費税率引上げに伴う景気悪化を防ぐため、投資減税措置を中心とした約 1 兆円の税制措置を盛り込むなどした経済政策パッケージを発表した。この景気対策では、法人実効税率引下げを盛り込むべきかが焦点になったが、平成 26 年度税制改正においては先送りされた。その一方、復興特別法人税が 1 年前倒しで廃止され、結果的に約 2.4%分の法人実効税率が引き下げられることとなった。

これらの経緯を踏まえ、平成 26 年度税制改正は、昨年 10 月に前倒しして決定された投資減税措置や復興特別法人税の廃止に加え、給与所得控除や自動車関係諸税、地方法人課税の見直しなど税制抜本改革法での積み残し事項を中心に行われた。

国会審議では、復興特別法人税の廃止の是非や、安倍総理大臣が平成 27 年度から法人実効税率引下げを明言したことを踏まえ、その代替財源の確保の在り方などが問われた。

本稿では、平成 26 年度税制改正²に関する議論に加え、消費税に関連する議論、法人実効税率の引下げに関する議論について紹介する。

2. 平成 26 年度税制改正に関する主な議論

(1) デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

ア 復興特別法人税の廃止

安倍政権が推し進めている「三本の矢」(大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略)を中心とした経済政策(いわゆる「アベノミクス」)により、デフレ脱却・経済再生の兆しが見えつつあるが、企業収益の拡大が雇用拡大や賃金上昇につながっていないなど、実感無き景気回復との指摘もある。今回政府は足元の企業収益を賃金上昇のきっかけとするため、復興特別法人税³を 1 年前倒しで廃止するとともに所得拡大促進税制を拡充したが、復興特別法人税が東日本大震災の復興事業の財源を確保するため創設されたことなどを踏まえ、廃止するに当たっては、廃止による企業収益を確実に賃金上昇につなげること、復興財源を確保すること、被災地の理解を得ることを条件とする方向性が与党から示された⁴。

国会審議では、復興特別法人税の廃止により約 8,000 億円の減収となることから復興

集中期間に必要な 25 兆円程度の復興フレームの財源に穴が空くことが懸念された。これに対して麻生財務大臣は、「平成 24 年度の決算剰余金の一部を活用し、新しく国債を発行することなく確保した」として復興事業への影響を否定した⁵。また、どのように被災地の理解を得るのか問われた根本復興担当大臣は「復興財源を確実に確保することを（被災地の方々に）お示しすることが重要」との認識を示し、政府として被災地で説明会を開き被災者の方々の理解を求めてきた旨を主張したが⁶、大臣が被災者に直接説明する場を設けるべきとの指摘もあった。さらに、復興特別所得税は維持しつつ、復興特別法人税のみを廃止するのは不公平との指摘に対し、麻生財務大臣は、「賃上げを促して企業収益の拡大を個人の所得や消費の拡大につなげるという総合的な取組の方が効果的」であるとして、復興特別法人税の廃止の意義を主張した⁷。

また、復興特別法人税の廃止を賃上げにつなげる政府の取組が大きな焦点となるが、この点について政府は、「東証 1 部上場企業に対しては全企業に対し、賃上げの状況と経営状況等を質問し、企業名を含めて本年 5 月に公表するとともに、中小企業に対しては 3 万社を抽出して企業名は公表せず、大企業よりは遅れて発表する」とした⁸。その後、5 月に公表された東証 1 部上場企業の賃上げ状況の中間報告では⁹、今年度ベアを実施した企業は約 5 割と昨年度の 1 割以下から大幅に増加しているという結果となった。一方、中小企業の賃上げについても、茂木経済産業大臣は中小企業向けの税制措置や補助金など具体的な措置を講ずるとしているが、今後、中小企業の賃上げ動向などを含め¹⁰、政府の調査結果を注視する必要がある。

イ 投資促進税制（設備投資減税、研究開発税制等）

近年、我が国の民間投資は低迷が続いているが、安倍政権は民間投資を活性化しデフレ脱却を確かなものとするため、3 年間でリーマン・ショック前（年間 70 兆円）の設備投資水準（2012 年度は 63 兆円）に回復させること、また 3 年以内に研究開発費対 GDP 比で世界一へ返り咲くことなど、日本再興戦略¹¹において具体的な達成目標を掲げた。これを踏まえ、今回の税制改正では、生産性を向上させる先端設備等を取得等した企業に対し特別償却（即時償却）又は税額控除を行う「生産性向上設備投資促進税制」の創設、中小企業投資促進税制の延長・拡充、研究開発税制の延長・拡充等が行われた。

しかし、これらの減税策は赤字法人が多い中小企業に対しては効果が少なく、結果的に大企業に減税の恩恵が集中するのではないかと懸念があった。これに対し、麻生財務大臣は、「これまでも中小企業に対しては軽減税率を行っている上、今回の税制改正で拡充した研究開発税制、新設した生産性向上設備投資促進税制についても中小企業に対して要件が緩和されており、大企業優遇だとの批判は当たらない」と答弁した¹²。

また、租税特別措置については、これまでその適用実態が不透明であることに加え、特定の業界に適用が集中しているとの指摘が行われてきた。このため民主党政権下の平成 22 年、法人税関係の租税特別措置について、適用実態の調査及び国会への報告等の措置を定めた租特透明化法¹³が制定された。しかし、今回の税制改正では 5,000 億円超もの法人関係の租税特別措置が新設等された一方、廃止とされた措置は 10 億円規模と

の結果となった。これに対し、麻生財務大臣は、「租税特別措置の見直しに当たっては、増減収の帳尻を合わせることを至上命題にしているわけではない」と述べたが¹⁴、厳しい財政状況の下、租税特別措置の大幅な拡充は、財政健全化の観点から政策の整合性が問われるとともに、租税特別措置の過度な新設を抑えることに加え、既存の租税特別措置をより厳しく検証し、廃止・縮減につなげる必要があるだろう。

ウ 交際費課税の見直し

企業の交際費は2.9兆円（平成24年度）と、ピーク時（6.2兆円、平成4年度）と比較して半減している。こうした中、これまで大企業に認められていなかった交際費支出の損金算入について、今回の税制改正では、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、飲食費に限り支出の50%を認めることとした。

一方、今回の見直しが大企業向けの減税との指摘に対し、麻生財務大臣は、「消費の拡大による経済全体の活性化を期待しており、大企業とそれ以外といった対立軸で見ることは適切さを欠いている」とした¹⁵。しかし、そもそも税制優遇と交際費支出の関係が明らかでない以上、今回の見直しでどのように経済の活性化が図られるのか、今後の動向を注視する必要があるだろう。

エ 国家戦略特区の創設

法人実効税率の引下げによる成長戦略が大きな焦点となる中、我が国の経済再生を推進するため国家戦略特区の創設に伴う積極的な税制支援等が注目された。

しかし、今回の税制改正では区域内における特別償却や税額控除等の税制措置が講じられたものの、一部自治体も求めている特区内の法人実効税率引下げは行われなかった。この点について、麻生財務大臣は、「今後、特区が指定され、事業の内容が具体化した後に、政策の効果とか特区の内外への影響等を検証した上で判断しないとイケない」と慎重な姿勢を示した¹⁶。

来年度から法人実効税率の引下げが予定されているが、成長戦略の大きな柱として、特区内で大胆な税率引下げが実行されるかが注目される。

(2) 税制抜本改革の着実な実施

ア 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大であること、諸外国と比較して水準が高いこと等の問題が指摘されていたことなどから、民主党政権下の平成24年度税制改正において給与所得控除の上限額が設定されたが（245万円、給与収入1,500万円超）、今回の税制改正では、上限額の更なる引下げを決定した。具体的には、平成28年分から230万円（給与収入1,200万円超）、平成29年分から220万円（給与収入1,000万円超）へと段階的に引き下げることとした。

国会審議では、増税される所得層（給与収入1,000万円～1,500万円）の税負担が大きくなり経済に影響が出るとの懸念が示されたが、これに対し、麻生財務大臣は「給与

収入1,000万円超の方は、給与所得者上位の約5%となっており、見直しの対象者が極めて限定的であること、高所得層は低所得層と比較して消費性向が低いことにより消費への影響も限定的である」とした¹⁷。

また、給与所得者の必要経費を概算で控除する給与所得控除について、実額で控除を認める特定支出控除（通勤費・研修費等6項目が対象範囲）と一体的に見直すべきとの指摘に対し、麻生財務大臣は、「特定支出控除は平成26年度中に検討し、必要な措置を講ずることとされている」と自由民主党・公明党・民主党による三党合意¹⁸を踏まえて政府も対応する旨の答弁をした¹⁹。給与所得控除については、年収1,000万円超から上限が設けられるものの、1,000万円以下の給与所得者層を含め、控除額の妥当性を問う声も多い。こうした中、特定支出控除は年間6件（平成24年分）と利用が低迷している。特定支出控除の適用を拡大することで給与所得控除の見直しにつなげていくことができるか、今後の三党の議論が注目される。

イ 自動車関係諸税の見直し

我が国の自動車関係諸税は、自動車取得税（取得）・自動車税及び軽自動車税（保有）・自動車重量税（利用）・揮発油税等（走行）と多段階に及ぶ課税がなされており、制度が複雑かつ自動車ユーザーの負担が重いとの指摘のほか、取得に対し自動車取得税と消費税が課されることから二重課税の是正の必要性が指摘されていた。これらを踏まえ、税制抜本改革法において、自動車取得税及び自動車重量税は簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直すこととされた。

図表1 自動車関係諸税の見直し

	見直しの概要
自動車取得税 (地方税)	○消費税率8%時(平成26年度以降) ・税率の引下げ: 自家用自動車(軽自動車を除く): 5%→3% 営業用自動車、軽自動車: 3%→2% ・エコカー減税の拡充 ○消費税率10%時 ・廃止
自動車税 (地方税)	○消費税率8%時(平成26年度以降) ・グリーン化特例の延長・拡充(平26.4~平28.3) ○消費税率10%時 ・環境性能課税(環境性能割)の実施
軽自動車税 (地方税)	○平成27年度以降 ・税率の引上げ: 自家用自動車: 7,200円→10,800円 ※平成27年度以降に新規取得する新車のみ ○平成28年度以降 ・経年車重課の実施
自動車重量税 (国税)	○消費税率8%時(平成26年度以降) ・エコカー減税の拡充(平26.4~平27.4) ・経年車重課の実施(平26.4~)

(出所) 国土交通省資料を基に作成

今後の自動車関係諸税の在り方については、平成 26 年度与党税制改正大綱では、自動車取得税の消費税率 10%時（平成 27 年 10 月予定）での廃止が示されたものの、自動車税などの環境性能課税化などについては平成 27 年度以降の税制改正の課題となった。このため、国会審議では、平成 26 年度税制改正を含め、今後の自動車関係諸税の抜本見直しでユーザーの負担がどう変わるのか問われた。これに対し、麻生財務大臣は明確な答弁は避けたが²⁰、茂木経済産業大臣は、今回の税制改正は「全体として見ると減税にはなっている」としつつも、「国際的な水準を考えてもユーザー負担を考えても、更なる見直しが今後とも必要である」との認識を示した²¹。

また、平成 27 年度税制改正では、自動車取得税の廃止に伴う代替財源をどのように確保するかが大きな焦点となる。平成 26 年度与党税制改正大綱では、保有段階に係る自動車税に、取得段階で課税する環境性能課税を新たに導入し、「他に確保した安定財源」と合わせて税収を確保するとしている。しかし、具体的な代替財源について問われた政府は「まず自動車関連の税制の中で見付けてくるのが義務」との認識を示したが²²、自動車取得税の廃止等の財源を全て自動車関係諸税で手当てをした場合、全体としてユーザー負担は変わらない。自動車関係諸税の簡素化や負担軽減などに向けた政府の対応が注視される。

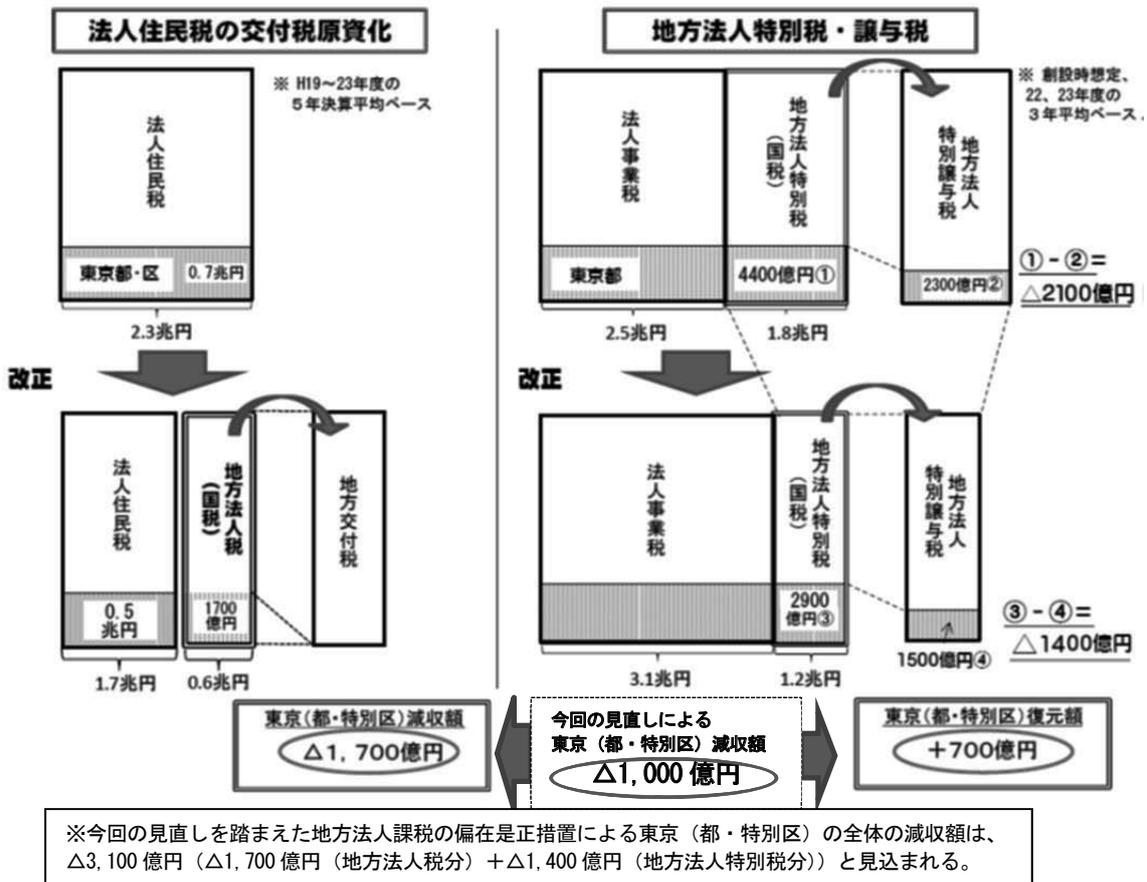
ウ 地方法人課税の偏在是正のための見直し

地方の法人課税としては、法人事業税と法人住民税があるが、これら地方法人二税は地域間における税収の偏在度が極めて高い。このため、平成 20 年度税制改正において、暫定的な措置として、法人事業税の一部を国税化しその税収全額を一定の基準で地方自治体に譲与金として再分配する地方法人特別税が創設された。しかし、人口一人当たりの税収額（平成 24 年度決算額）は最大の東京都と最小の奈良県で 5.7 倍との開きがあるなど、偏在是正の必要性がなお指摘されていた。その後、税制抜本改革法で地方消費税が引き上げられるとともに、地方法人課税の抜本見直しが検討され、今回の税制改正では、法人住民税の一部を国税化し、その税収全額を地方交付税の原資とする地方法人税が創設されるとともに、地方法人特別税が縮減された（図表 2 参照）。

地方法人税の創設について、麻生財務大臣は、「地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小が図られる」と評価しているが²³、地方税源の偏在是正については、偏在性の小さい消費税の一部を法人事業税・法人住民税と税源交換するべきとの指摘も多い。これに対して、新藤総務大臣は、「消費税は偏在性が小さく税収が安定しているので地方の基幹税として望ましいが、社会保障財源化されていることも踏まえる必要がある」との見解を示した²⁴。

今後の見直しについては、地方法人税の創設に伴い法人住民税が一部国税化されることにより、税収の一部を失う東京都などの大都市が反発したことも踏まえ、国会審議で指摘された消費税と法人事業税・法人住民税など国・地方間の税源交換など、より偏在是正効果が大きい抜本見直しが行われるか注視する必要がある。

図表2 地方法人課税の偏在是正措置の見直し



(出所) 総務省資料を一部加筆修正

(3) 税理士法の見直し

今回の税制改正では、税理士法が13年ぶりに見直される。背景として、公認会計士合格者に対し税理士資格を自動的に付与する仕組みについて、税務に関する能力が担保されていないとして、従来から、税理士会を中心として、見直しの必要性が強く求められてきたことが挙げられる。

こうした問題を踏まえ、今回の税制改正では国税審議会が指定する一定の研修を修了した公認会計士に対して税理士資格を与えることとされた。この研修の具体的な内容について問われた麻生財務大臣は「税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を修得できる研修を考えている」と述べたが²⁵、今後どのような研修の仕組みとなるのか、また、その研修が受講者の税法に関する知識を担保できる内容になるかが問われる。

3. 消費税に関する主な議論

(1) 8%への引上げの影響

消費税率引上げ後の景気動向が極めて重要となる中、政府は駆け込み需要とその反動減を緩和するため、平成25年度補正予算を編成するなど経済対策が進められたが²⁶、増税の

影響について問われた麻生財務大臣は「(4月中旬の段階では)私どもが予想していたより反動減は少なかった」との認識を示した²⁷。しかし、小売業販売額の反動減は前回の消費税率引上げ時(平成9年)と比較して大きいとする調査結果もあるなど景気の先行きには注視が求められよう²⁸。

また、消費税の転嫁対策について政府は、消費税転嫁対策特措法²⁹に基づき、転嫁拒否行為の禁止等の措置を講じ、悪質な転嫁拒否行為に対しては指導にとどまらず社名公表を行うなどの強い姿勢が示されている。

政府が実施した増税後の転嫁状況の調査³⁰によると5月時点で事業者間取引では約8割、消費者向け取引でも約7割の事業者が全て転嫁できていることなどを踏まえ、茂木経済産業大臣は「消費税の転嫁がおおむね円滑に行われている状況にある」との認識を示した³¹。しかし、公正取引委員会は、悪質な買ったたきを行ったJR東日本の子会社の社名を公表するに至るなど、円滑かつ適正な転嫁の実現には懸念も残されている。来年消費税率の再引上げが予定されているが、更なる転嫁対策に向けた政府の取組がより一層重要となる。

(2) 10%への引上げの判断

8%への引上げ時と同様、10%への引上げ時においても、税制抜本改革法において経済状況等を総合的に勘案した上で判断されることとされており、安倍総理大臣が今後どのように判断するかが大きな焦点となっている。

10%への引上げは平成27年10月が予定されているが、その引上げを判断する時期について、麻生財務大臣は、「予算編成との兼ね合いで本年12月に判断する必要がある」との認識を示している³²。しかし、これは引上げ開始の10か月前の判断となり、半年前に引上げを判断した8%への引上げ時よりも、決断を早める必要があることから経済状況のより正確な判断が求められることとなる。この点について、麻生財務大臣は、「12月に発表されるGDP7-9月期の2次速報が主たる経済指標となるだろう」としているが³³、反動減の影響が無くなる10月-12月期の景気動向を重要視すべきだとの指摘もあるなど課題も多い³⁴。

また、引上げの可否は、財政健全化目標の達成についても大きな影響を与える。我が国は、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度(平成27年度)に対GDP比赤字半減(平成22年度比)、2020年度(平成32年度)に黒字化させることを国際公約しているが、「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月、内閣府)では、半減目標はおおむね達成できるものの、黒字化目標は10%に引き上げても目標は達成できない状況にある。こうした中、安倍総理大臣は「7-9月期の経済状況を見極めた上で判断をするということであり、引き上げていくことを今決めているわけではない」と経済状況を踏まえ消費税率引上げを判断する立場を崩していない³⁵。しかし、消費税増税が予定通り行わなければ、1,000兆円を超える国の借金を抱える我が国財政の信認が問われるとともに、10%への引上げを前提とした社会保障制度改革を抜本的に見直す必要があるなど、国民生活にも大きな障害が出るのが懸念される。

(3) 低所得者対策

消費税は、所得が低いほど消費税の負担割合が大きくなる「逆進性」の性格を有している。このため、政府・与党は、低所得者対策として軽減税率の導入に向けて検討を進めている。昨年12月、平成26年度与党税制改正大綱では、「税率10%時」の導入が決定されたが、その詳細については本年12月までに結論を得ることとされ、与党税制協議会において、軽減税率の対象品目や導入時の区分経理方式について検討が行われた。その後本年6月、与党税制協議会は、対象品目に関する8種類の線引き例と減収額（図表3参照）、さらに4案の区分経理方式などを盛り込んだ素案を発表した。

図表3 軽減税率対象品目の線引き例と減収額

案	対象品目	減収額 (税率1%当たり)
1	全ての飲食料品	約6,600億円
2	全ての飲食料品から「酒」を除く	約6,300億円
3	全ての飲食料品から「酒・外食」を除く	約4,900億円
4	全ての飲食料品から「酒・外食・菓子類」を除く	約4,400億円
5	全ての飲食料品から「酒・外食・菓子類・飲料」を除く	約4,000億円
6	生鮮食品	約1,800億円
7	米・みそ・しょうゆ	約200億円
8	精米	約200億円

(出所) 与党税制協議会資料を基に作成

この中で、対象品目については、消費税の社会保障目的税化によって「逆進性」は相当程度緩和されていることを踏まえ、必要最低限の補完的なものに限定するとしたが、麻生財務大臣は「どこで合理的な線引きが引けるかというのは大問題である」との認識を示すなど³⁶、今後も適用範囲の設定には困難が予想される。また、与党税制協議会が提案した線引き案では、仮に全ての飲食料品を対象とする場合、1%当たり約6,600億円の税収減を招くことから代替財源の確保が課題となる。安倍総理大臣は「具体的な安定財源の手当てといった課題がある」との認識を示したものの³⁷、与党から安定財源確保のための具体的な方針は示されておらず、軽減税率の水準も含め、今後の議論が注目される。

一方、軽減税率を導入した場合、税率ごとに区分して経理事務が必要となることから、EU諸国のようなインボイス方式を導入するかが課題となる。しかし、インボイスの導入に当たっては、中小企業の事務負担が増加すること、免税事業者が取引から排除されることが指摘されており、茂木経済産業大臣も、「中小企業から強い懸念がある」との見解を示した³⁸。一方、麻生財務大臣は、「事業者が適正に仕入税額の計算を行うためにはインボイスが必要になる」と述べ³⁹、軽減税率導入の際には不可欠であるとの認識を改めて示した。

与党税制協議会の案にはインボイス方式以外にも、現行の請求書等保存方式を微修正した納税者の事務負担が比較的小さいとされる案も含まれているが、区分経理方式の導入については、納税者の理解が得られる仕組みが求められよう。

4. 法人実効税率引下げに関する主な議論

我が国の法人実効税率は、復興特別法人税が前倒しで廃止となっても 34.62%（東京都は 35.64%）と主要国においても高い水準であることを踏まえ、安倍総理大臣は、本年1月のダボス会議で、「来年度から法人税の引下げに着手していく」と明言し⁴⁰、事実上法人実効税率の引下げが国際公約となった。

しかし、法人実効税率の引下げには1%あたり約5,000億円の減収をもたらす、ドイツ並み（29.59%）の20%台を実現するためには、少なくとも約2兆5,000億円の財源が失われる。

我が国は、国・地方の基礎的財政収支対GDP比を2020年度に黒字化することも国際公約としていることから、法人実効税率引下げによる代替財源をどのように確保するかが大きな焦点となった。茂木経済産業大臣は、「アベノミクスの経済効果による税収増を含めて税収中立をつくるべき」と主張したが⁴¹、これはイギリスやドイツなどで見られた法人税率を下げると法人税収が増加するという「法人税のパラドックス」を前提としたもので、自然増収を財源とすべきと主張したものと見える。これに対し、西村内閣府副大臣は、OECD各国において法人税のパラドックスが生じた要因について、「税率引下げによる経済活性化、課税ベース拡大の同時実施、個人事業主の法人成りが総合的に寄与した結果である」との認識を示すとともに⁴²、税率引下げによる経済活性化効果のみで税収増が発生することについても否定的な見解が示された。さらに、麻生財務大臣も、「税収の上振れ分は（景気が悪化した時に）当てにならない」とし、恒久減税には恒久財源が必要であるとの認識を改めて示した⁴³。

この恒久財源として注目されているのが、租税特別措置の見直し、欠損金の繰越控除制度の見直し等課税ベースの拡大のほか、外形標準課税の見直し等であるが、まず、租税特別措置の見直しでは、法人関係の政策税制を全廃しても1兆円に過ぎず、また、適用額が大きい研究開発税制の見直しは、内部留保から投資を促進させることにも逆行するとの質疑もあった。これに対し、麻生財務大臣は「数年間を見ると、研究開発税制は投資に結びついていない」との認識を示したが⁴⁴、今回の税制改正では逆に研究開発税制を拡充していることから、政策の整合性が問われよう。

また、欠損金の繰越控除制度の見直しについては、我が国は赤字法人が7割を占め一部の黒字法人に税負担が偏っている現状から、制度の見直しが検討されている。この点について麻生財務大臣は「（繰越期間が）9年まで延びているのはいかがなものか」との認識を示したが⁴⁵、現状でも主要国と比べて繰越期間が短いことから、我が国企業の国際競争力に影響を与えることが懸念される。

さらに、赤字法人への課税を強化するための外形標準課税の適用範囲の拡大について、麻生財務大臣は、「全然税金を納めていなくても社会資本は使っているのだから、それ相応

の負担をすべき」と応益課税の観点から拡大するべきとした⁴⁶。外形標準課税は、企業が生み出した付加価値や資本金などに課税する仕組みであり、賃金の上昇や雇用の増加に対し課税される性質があることから、茂木経済産業大臣は「(安倍政権の目指している政策に)明らかに逆行している」との見解を示すとともに、中小企業にも外形標準課税の導入が検討されていることに対しては、中小企業は人件費の割合が高く赤字企業の割合が多いことから、「慎重な上にも慎重な検討が必要である」との懸念も示された⁴⁷。

このように課税ベースの拡大による代替財源の確保は様々な困難が予想されるが、経済再生と財政健全化の両立を進めることができるか、安倍政権の姿勢が問われよう。

5. おわりに

年末に向けて、消費税率 10%への引上げの判断、軽減税率の制度設計、法人実効税率引下げなど課題が山積している中、経済成長と財政健全化の両立を掲げている安倍政権がどのような決断を下すかが注目される。あわせて、これらの重要な政策決定に当たっては、激しい国会論戦の末、歴史的な与野党合意により成立した税制抜本改革法の経緯を踏まえ、与党協議のみでなく国会審議での「開かれた議論」を経て、進めていくべきであろう。

(こあくつ たかひろ)

¹ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)

² 「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第 7 号)、「地方法人税法案」(閣法第 8 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律案」(閣法第 10 号)

³ 復興特別法人税は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 76 号)において、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間の措置として創設されたもので、法人税額に 10%の税率を課して計算される。

⁴ 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(平成 25 年 10 月 1 日、自由民主党、公明党)

⁵ 衆議院財務金融委員会議録第 4 号 2～3 頁 (平 26. 2. 26)

⁶ 衆議院本会議録第 5 号 8 頁 (平 26. 2. 14)

⁷ 参議院財政金融委員会議録第 5 号 5 頁 (平 26. 3. 18)

⁸ 参議院財政金融委員会議録第 3 号 11 頁 (平 26. 3. 13)

⁹ 「平成 26 年 企業の賃上げ動向に関するフォローアップ調査中間集計結果の概要等を公表します」(平成 26 年 5 月、経済産業省)

¹⁰ 参議院決算委員会議録第 2 号 20 頁 (平 26. 3. 31)

¹¹ 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)

¹² 衆議院本会議録第 5 号 15～16 頁 (平 26. 2. 14)

¹³ 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成 22 年法律第 8 号)

¹⁴ 参議院財政金融委員会議録第 4 号 18 頁 (平 26. 3. 17)

¹⁵ 衆議院本会議録第 5 号 15～16 頁 (平 26. 2. 14)

¹⁶ 衆議院財務金融委員会議録第 3 号 22 頁 (平 26. 2. 25)

¹⁷ 衆議院財務金融委員会議録第 3 号 7～8 頁 (平 26. 2. 25)

¹⁸ 「税関係協議結果」(平成 25 年 2 月 22 日、自由民主党、公明党及び民主党)

¹⁹ 衆議院本会議録第 5 号 4～7 頁 (平 26. 2. 14)

- 20 参議院財政金融委員会会議録第 11 号 (平 26. 6. 19)
- 21 参議院経済産業委員会会議録第 2 号 8～9 頁 (平 26. 3. 13)
- 22 参議院財政金融委員会会議録第 11 号 (平 26. 6. 19)
- 23 衆議院本会議録第 5 号 4～5 頁 (平 26. 2. 14)
- 24 参議院総務委員会会議録第 4 号 15 頁 (平 26. 3. 13)
- 25 参議院財政金融委員会会議録第 5 号 1～2 頁 (平 26. 3. 18)
- 26 参議院予算委員会会議録第 10 号 24 頁 (平 26. 2. 18)
- 27 衆議院財務金融委員会会議録第 8 号 4 頁 (平 26. 4. 16)
- 28 「商業販売統計速報 平成 26 年 4 月分」(平成 26 年 5 月、経済産業省)
- 29 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」
(平成 25 年法律第 41 号)
- 30 「消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査 (5 月 WEB 調査)」(平成 26 年 5 月、経済産業省)
- 31 衆議院経済産業委員会会議録第 21 号 (平 26. 6. 4)
- 32 参議院予算委員会会議録第 8 号 16 頁 (平 26. 3. 6)
- 33 参議院予算委員会会議録第 8 号 16 頁 (平 26. 3. 6)
- 34 参議院予算委員会会議録第 8 号 16 頁 (平 26. 3. 6)
- 35 衆議院予算委員会会議録第 7 号 10 頁 (平 26. 2. 13)
- 36 衆議院財務金融委員会会議録第 8 号 11 頁 (平 26. 4. 16)
- 37 参議院本会議録第 11 号 1～2 頁 (平 26. 3. 28)
- 38 衆議院本会議録第 25 号 (平 26. 5. 20)
- 39 衆議院本会議録第 25 号 (平 26. 5. 20)
- 40 参議院決算委員会会議録第 10 号 (平 26. 6. 9)
- 41 衆議院経済産業委員会会議録第 21 号 (平 26. 6. 4)
- 42 参議院財政金融委員会会議録第 5 号 10～11 頁 (平 26. 3. 18)
- 43 衆議院財務金融委員会会議録第 12 号 12 頁 (平 26. 6. 3)
- 44 参議院財政金融委員会会議録第 11 号 (平 26. 6. 19)
- 45 参議院決算委員会会議録第 6 号 43～44 頁 (平 26. 4. 28)
- 46 参議院決算委員会会議録第 6 号 43～44 頁 (平 26. 4. 28)
- 47 衆議院経済産業委員会会議録第 21 号 (平 26. 6. 4)